



令和3年7月21日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿



全国青年税理士連盟
会長 森岡 崇
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10下田ビル7F
電話 03-3354-4162



税理士制度改革における要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、先般与党より公表された「令和3年度税制改正大綱」の検討項目において「税理士制度については、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼の向上を図る観点も踏まえつつ、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて検討を進める」との記載がありました。

コロナ感染症が登場する以前より、わが国において働き方改革あるいは業務のICT化が取り挙げられてきました。新型コロナウイルス感染防止対応版として貴会業務対策部より税理士の業務とテレワークについて令和2年4月にFAQが発表されています。

今後コロナ感染症が終息に至った場合でも、育児、介護、配偶者の転勤等、登録事務所に毎日出勤せずとも、滞りなく税理士業務・税理士補助業務が果たせる魅力ある業種であるために、多様な働き方を恒久的な働き方とするための基準の制定が必要であると考えます。

そこで、当連盟は「税理士の業務環境の電子化といった税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応する」ための次の要望をいたします。

- 1, 税理士法基本通達40-1の改正を見据え、開業税理士、社員税理士、所属税理士が登録事務所以外の場所で税理士業務を行うことが可能となる「事務所」の定義となるものを明確化すること。
- 2, 税理士業務の電子化下における使用人に対する管理・監督の基準を明確化すること。
- 3, 税理士事務所、税理士の自宅、使用人の作業場所、納税者の通信機器など、適正記帳および申告納税に係る通信機器のセキュリティレベルの適否に関する基準を明示すること。

また、今後デジタル弱者となる納税者を取り残さないようにするためICT化による情報格差を創らない指針の検討を希望します。

以上